

雇児発 0331 第 6 号
障 発 0331 第 1 号
平成 29 年 3 月 31 日

各

都道府県知事
指定都市市長

 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令の施行について（施行通知）

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 96 号。以下「改正政令」という。）が、本日公布され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。

改正政令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、事務処理に遺漏のないようにされるとともに、管内市町村及び福祉事務所に対する周知方を願います。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第 1 改正政令の内容

児童扶養手当等の手当額については、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）等に基づき「自動物価スライド制」が採られており、その具体的な改定額は、政令によって規定することとされている。

平成 27 年の年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）に対する平成 28 年の物価指数の比率はマイナス 0.1%であったことを踏まえ、平成 29 年度の手当額を見直すものである。

第 2 平成 29 年度以降の手当額

1. 児童扶養手当

児童扶養手当の基本額は、全部支給の場合、「月額 42,290 円」となること。

受給資格者の所得による手当の支給の制限に関する係数は「0.0186705」となり、これにより、手当の支給の制限の額は「月額 10 円～32,310 円」、手当の支給の制限を受ける者に係る児童扶養手当の基本額は「月額 42,280 円～9,980 円」となること。

また、2人以上の児童を有する受給者に係る加算額については、

・第2子の全部支給の場合、「月額9,990円」となること。受給資格者の所得による手当の支給の制限に関する係数は、「0.0028786」となり、これにより、手当の支給の制限の額は「月額10円～4,990円」、手当の支給の制限を受ける者に係る加算額は「月額9,980円～5,000円」となること。

・第3子以降は、全部支給の場合、1人につき「月額5,990円」となること。受給資格者の所得による手当の支給の制限に関する係数は、「0.0017225」となり、これにより、手当の支給の制限の額は、「月額10円～2,990円」、手当の支給の制限を受ける者に係る加算額は「月額5,980円～3,000円」となること。

2. 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当の額は、障害児1人につき、2級の場合「月額34,270円」、1級の場合「月額51,450円」となること。

3. 障害児福祉手当

障害児福祉手当の額は、「月額14,580円」となること。

4. 特別障害者手当

特別障害者手当の額は、「月額26,810円」となること。

5. 福祉手当（経過措置分）

福祉手当（経過措置分）の額は、「月額14,580円」となること。